審議会等の概要

審議会等の名称	古河市民生委員推薦会		
設置の根拠法令	民生委員法(昭和 23 年法律第 198 号) 民生委員法施行令(昭和 23 年政令第 226 号)		
設置年月日	平成 17 年 9 月 12 日		
主な審議内容	次の事項について審査します。 1 民生委員児童委員候補者の推薦にあたり、候補者の適否に関する事項 について		
会議の開催予定	不定期(年3回程度)		
委員の任期	令和8年4月11日まで (3年)		
委員数(定数)	10人(10人以内)		
委員の職及び 氏 名	氏 名	推薦区分	公 職
	靍 見 久美子	市議会議員	文教厚生常任委員会委員長
	小 嶋 崇 幸	民生委員児童委員	民生委員児童委員連合協議会会長
	塚 田 晴 夫	社会福祉事業の実施に関係ある者	社会福祉協議会会長
	関 啓子	市の区域を単位とする福祉関係団体の代表	老人クラブ連合会会長
	阿久津 佳 子	市の区域を単位とする福祉関係団体の代表	古河市障害者自立支援協議会会長
	小川久雄	市の行政自治会の代表者	行政自治会会長
	篤 緑	教育に関係ある者	教育委員
	金 谷 清	学識経験のある者	猿島地区保護司会会長
	斉 藤 早 苗	学識経験のある者	人権擁護委員
	池澤健嗣	関係行政機関の職員	福祉部長
問合せ先(事務局)	古河市役所 福祉部 福祉推進課 地域福祉係 Tm 0280-92-5771		
備 考	非公開情報を含む案件のため、審議内容の詳細については非公開となります。		